

## 投資信託受益権等の累積投資取引約款

### 第1条（約款の趣旨）

- 1 この約款は、投資信託受益権等の累積投資取引についてお客さまと百五証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。
- 2 投資信託受益権の累積投資取引に関する事項でこの約款に記載のない事項については各投資信託受益権の目論見書にしたがうものとします。
- 3 野村 MRF については、野村 MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款にしたがうものとします。
- 4 外貨MMFの申込に際して、この約款に別段の定めがないときは、外貨MMF（マネー・マーケット・ファンド）累積投資約款にしたがうものとします。
- 5 その他この約款に別段の定めがない事項については、証券取引約款にしたがうものとします。

### 第2条（金銭の払込）

- 1 お客さまは、投資信託受益権の取得にあてるため、随時その代金（以下、「払込金」といいます。）を当該累積投資口座（以下、「累投口座」といいます。）に払込むことができます。なお一部の累投口座には、第6条にかかる返還金による他のコースへの払込み（以下、「スイッチング」といいます。）ができる場合があります。
- 2 払込金の単位については、各投資信託受益権の目論見書等に記載の金額でその口座に払込むことができます。ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

### 第3条（買付方法、時期および価額）

- 1 当社は、お客さまから投資信託受益権の取得のお申込みがあった場合には、目論見書記載の基準および方法にしたがい、遅滞なく当該投資信託受益権をお客さまに代って取得します。ただし、取得申込日が目論見書に記載の申込不可日にあたる場合は、取得申込みの取扱いはできません。
- 2 上記1の取得価額は当該投資信託受益権の目論見書に記載の価額となります。なお、販売手数料等がある投資信託受益権の場合は、目論見書等に記載または当社が別に定める手数料および消費税相当額を加えた価額とします。ただし、償還乗換優遇、償還前乗換優遇を利用した場合の手数料は減免することがあります。
- 3 取得の時期については、各目論見書等に記載の時間までにお申込みいただいた場合、当日のお申込みとしてお客さまに代って取得し、目論見書等に記載の受渡日までに払込金を受入れます。ただし、当社が別に定める場合においては、この限りではありません。
- 4 取得された投資信託受益権の所有権およびその収益分配金または元本に対する請

求権は、当該取得のあった日からお客さまに帰属するものとします。

#### 第4条（受益権の管理）

この約款にもとづいて取得した受益権（証券保管振替機構の社債等に関する業務規程に定める範囲の受益権）は、投資信託受益権振替決済口座管理約款にもとづき、振替決済口座により管理いたします。

#### 第5条（収益分配金の再投資）

投資信託受益権の収益分配金は、お客さまに代って当社が受領のうえ、お客さまの当該累投口座に繰入れ、お客さまから取得のお申込みがあったものとして、第3条の規定にしたがい、原則としてそのお取り扱い金額をもって目論見書に記載の方法により同一種類の投資信託受益権の買付を行います。なお、当社所定の手続を行った場合は再投資を停止できるものとします。

また、毎日決算を行う追加型公社債投資信託については、目論見書に記載の方法にしたがい再投資を行い、再投資を停止することはできません。

#### 第6条（返還）

- 1 当社は、お客さまから投資信託受益権の返還の請求があった場合には、これを換金のうえその代金を返還します。ただし、目論見書に記載の換金請求不可日にあたる場合は、返還請求の取扱いはできません。換金価額および換金手数料等については、各目論見書等に記載の方法にしたがい取扱います。
- 2 クローズド期間のある投資信託受益権について、当該クローズド期間中の上記1は、原則として取扱いできません。ただし、その銘柄の目論見書記載の事由に該当する場合には可能となる場合があります。
- 3 上記2の請求は、目論見書等に記載の方法にしたがってこれを行い、返還請求日から起算して目論見書等に記載の受渡日からその代金をお客さまに返還します。なお、スイッチングの場合、当該返還金についてはお客さまにお支払いすることなくご指定のコースへのお申込金額に充当します。

#### 第7条（定期引出契約）

- 1 当社はお客さまからの寄託投資信託受益権の果実を定期的に返還する取扱いをします。
- 2 上記1の取扱いをお申込みのときは、お客さまは当社所定の方法により届出ていただきます。

#### 第8条（届出事項の変更手続）

届出事項に変更があったときは、お客さまは当社所定の方法により遅滞なく届出ていただきます。

### 第9条（解約）

この契約は、次のいずれかに該当したときは解約されるものとします。

- (1) 証券取引約款第14条各号に定める場合
- (2) 当社が累積投資業務を営むことができなくなった場合
- (3) 当該累投口座にかかる投資信託受益権が償還された場合

### 第10条（免責事項）

当社は、証券取引約款第43条に該当する場合にお客さまに生じた損害については、当社はその責めを負わないものといたします。

### 第11条（約款の変更）

- 1 この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定にもとづき改定されることがあります。
- 2 改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時が到来するまでに、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2019年2月